

北九州市立文学館友の会規約

(名称)

第1条 この会は、北九州市立文学館友の会（以下「友の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 友の会は、文学や北九州市立文学館（以下「文学館」という。）に関心を有する人々が集まり、文学・文芸に関する知識教養、理解を深めるとともに、文学館の活動を支援することを目的とする。

(事業)

第3条 友の会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 文学館の教育普及活動への協力
- (2) 文学・文芸に関する普及・研究活動
- (3) その他友の会の目的達成のための事業

(会員)

第4条 友の会の目的に賛同する者は、所定の手続きによる入会の申込みを行った後、会員になるものとする。

2 会員資格は、入会した会計年度の末日まで有効とし、以降、継続して会費を納めるごとに1年間延長する。

(会費)

第5条 友の会会員の会費は、年額2,000円とする。

2 会員が中途で退会したときであっても、会費の払い戻しは行わない。

(役員)

第6条 友の会に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- | | |
|-----|-------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名以内 |
| 理事 | 10名程度 |
| 監事 | 2名 |

(役員の選任)

第7条 理事及び監事は、総会において会員の中から選任する。

2 会長、副会長は理事の互選とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、友の会を代表し、統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査する。

(顧問)

第9条 友の会に必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任は役員会の意見を参考に、会長が行う。
- 3 顧問は、友の会運営に関し、会長の求めにより、相談に応じ、助言等を行うものとする。
- 4 顧問の任期は、2年とする。

(会議)

第10条 友の会の会議は総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回、会長が招集し、次の各号に定める事項について審議する。
ただし、会長が必要であると認めた場合は、臨時に開催することができる。
 - (1) 年間事業計画及び事業報告
 - (2) 収支予算及び決算
 - (3) 役員の選任
 - (4) 規約の改廃
 - (5) その他、友の会の運営につき総会での審議が必要と会長が認めた事項
- 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。
- 4 総会の議長は会長があたり、会長に事故あるときは、副会長がこれにあたる。
ただし、会長が選任されるまでの間は、会員の中から議長を選出するものとする。
- 5 役員会は、会長が必要に応じて招集し、会務を協議する。
- 6 文学館館長は、会議に出席し、助言を行うことができる。

(会員の特典)

第11条 友の会の会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 特別企画展図録の交付
- (2) 文学館行事案内、文学館館報の配布
- (3) 文学館施設の利用上の便宜

(事務局)

- 第12条 友の会の事務を処理するために、文学館内に事務局を置く。
- 2 事務局の所在地は、北九州市小倉北区城内4-1とする。
 - 3 事務局に書記、会計を置き、事務の処理をする。
 - 4 会計を処理するため、経理責任者を置き、文学館事務局長をもってこれに充てる。

(会計)

第13条 友の会の会計は、会費、寄付金などの収入をもってあてる。

2 友の会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に関し必要な事項は別途定める。

付 則

1 この規約は、平成25年12月21日から施行する

(会費の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に入会又は会員資格を延長した者については、平成31年度から令和2年度までの会費を2,000円とする。

付 則

この規約は、令和元年7月18日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(役員の任期の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、平成30年度総会の日からの役員の任期に限り、3年とする。

付 則

この規約は、令和2年6月16日から施行する。

4 この規約は、令和3年6月22日から施行する。